

平成17年1月21日

エース損害保険株式会社  
代表取締役社長 今井 隆志 殿

金融庁監督局保険課長 小野 尚

「保険業法」に関する法令適用事前確認手続に係る照会について  
(平成16年12月24日付照会文書に対する回答)

保険業法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」に該当するかについては、「金融監督等にあたっての留意事項について（事務ガイドライン—第二分冊：保険会社関係）1-6-5（16）」により、他業禁止に十分留意し、①法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に準ずること、②当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないこと、③保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること、④保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資すること、等の観点から総合的に判断することとされている。

これに照らすと、照会者が、照会文書に記載された範囲において、保険契約者である企業に対し、コンサルティング等のサービスを提供する外部専門業者を斡旋する業務（以下、本件業務という。）を行うことは、既存の自社及び自社代理店における運営体制を活用するものであること、団体長期障害所得補償保険契約者に対してのみ行うものであって、本件業務から得る手数料も保険料収入に比べ極めて少額であること、保険引受と機能的な親近性が認められ、かつ、照会者において本件業務が保険契約の内容に含まれていると誤解されないようする、外部専門業者の選定には財務内容や実績等に配慮する等、新たなリスクが生じないよう措置を講ずることとされていること等から、他業禁止の趣旨にかんがみ、総合的に判断すると、同法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」に該当すると認められる。従って、当該業務を行うことは他業の禁止を定めた同法第100条違反とはならず、同法違反を理由として同法第132条第1項及び第133条に定める不利益処分を課されることはないと考えられる。

（注）本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。